

課題「特別支援教育に関わる養護教諭の役割」

飯村 誠一

現在、多忙を極める養護教諭の健康課題解決のために果たす役割はますます大きくなっている。

保健室では、従前の各健康診断の実施とその活用、通常の病気やけがへの対応等はもちろんのこと、不登校傾向にある児童生徒（いわゆる保健室登校）への対応、発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒への配慮と対応、教室での不満や友達とのトラブルに対する訴えや様々な不安への相談等々、養護教諭の専門性を発揮しなければならない仕事が多岐にわたって存在する。

保健室は今、病気やけがへの対応の場以上に健康相談・教育相談の場でもあり、教室内の生活にうまく適応できない児童生徒の居場所にもなっている。このように児童生徒一人一人の悩みに寄り添い支援するなか、特に、発達障害が疑われる児童生徒への配慮と指導は、養護教諭の重要な仕事になってきている。

各学校における特別支援教育の推進は、基本的には特別支援教育コーディネーターの仕事である。しかしながら、養護教諭が兼務している学校が多いのが現状である。兼務している養護教諭は、校内体制の構築、特別支援教育全体の推進、支援員・補助員等の配置計画等を、個々の支援と同時に行っていかなければならない。これは、養護教諭にとって過重な仕事であり、校内体制でサポートする必要がある。

特別支援教育コーディネーターが養護教諭でない場合は、養護教諭が校内体制の中で担う役割として、特別支援教育コーディネーターとの連携が重要である。校内委員会の中核的役割を担う特別支援教育コーディネーターは、様々な発達障害についての基礎知識があり、学校全体に目を配ることができる人材が望ましい。しかし、一人の特別支援教育コーディネーターで全てに対応していくことは困難

で、特別支援教育コーディネーターをサポートする養護教諭の存在は大きい。特別支援教育コーディネーターが学級担任である場合は、自分の学級の対応におわれて、校内の対象児童のための情報収集や他の教員との連携のための時間がとりにくい。このような場合は、特に養護教諭が、特別支援教育コーディネーターと他の教員との連携役となり、情報交換や問題の把握が円滑に進むよう調整する必要がある。また、特別支援教育コーディネーターとともに個別の支援計画への助言や資料提供も重要な仕事となる。

また、担任や他の教員の特別支援教育への理解と実践力を向上させるため、特別支援教育コーディネーターや養護教諭が主体となって、校内研修会を準備、開催し、啓発していく必要がある。

養護教諭の役割

保健体育審議会答申では、養護教諭の役割として主に以下の項目をあげている。

- ・ 学校保健情報の把握と情報提供
- ・ 保健指導、保健学習
- ・ 救急処置及び救急体制の整備
- ・ 健康相談
- ・ 健康診断とその活用
- ・ 学校環境衛生
- ・ 学校保健に関する各種計画及び組織活動の企画、運営
- ・ 伝染病の予防
- ・ 保健室の運営

これらは、児童生徒の健康の保持増進に関わるすべての活動を意味している。

その中で心と体に関わる健康相談、いじめや生活習慣病などの課題を解決するための指導、健康の保持増進を図るための専門性の向上等が新たな課題といえる。

学校保健情報の把握と情報提供

健康診断等で明らかになった疾病や、普段の生活に個々の障がいがどのように影響しているかなど、発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒に関わる情報を児童生徒との人間関係に配慮しながら、関係教員に情報提供することは、養護教諭の重要な役割である。

また、保護者からの連絡や担任からの報告などを個別指導カルテ等に記入し、保健室または、職員室に保管することも大切な仕事であると考えます。その場合、個人情報の管理には十分に配慮する必要があります。

保健指導，保健学習

養護教諭は、発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒の個別の支援計画作成時に、指導内容を担任に助言する。また、個別の支援計画に基づき、必要に応じて保健室で個別指導する。

特別な支援を必要とする児童生徒は、基本的な生活習慣が身に付いていないことが多い。まず、睡眠・食事・運動に重点をおき、基本的な生活習慣を身に付けさせることが大切である。

また、特別な支援を必要とする児童生徒は、自己肯定感が低い傾向にあり、学級の仕事や委員会活動等で、頑張ったことを成果として認め、担任とともに褒めたり励ましたりしながら、忍耐強く支援して、情緒の安定を図る必要がある。

救急処置及び救急体制の整備

発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒は、腹痛や頭痛などの体調不良を訴えることが多い。その場合、保健室に来室する背景も意識しながら対応する必要がある。また、友達とのトラブルによるけがもある。養護教諭は友達とのトラブルにより、けがが発生したような場面は、特別な支援を必要とする児童生徒の立場にたった慎重な対応や支援を心がけるよう、担任等に働きかけ、必要に応じて対応の仕方について助言する必要がある。

さらに、大きなけがが発生した場合は、救急処置と、保健室からの迅速な情報提供が事後の適切な対応に繋がる。

特別な支援を必要とする児童生徒で、興奮すると暴れて周りの子にけがを負わせる恐れのある子に対しては、パニック時に、近くの大人がすぐに止めに入る体制を組んでおく必要がある。そして、情緒が安定してから保健室で預かるなどの対応も、事前に決めておく。その場合、保健室に任せきりにすることなく、できるだけ早く担任が関わるようにする。保護者への対応も難しくなることが多い。保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応を教職員全員が心がけるよう働きかけていく。

健康相談

児童生徒の心と体の健康課題に、校内の最前線で関わっているのが養護教諭である。そのなかで、発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒への健康相談は特に重要なものとなる。本来は、担任が中心となって行われるものであるが、担任は教室では他の児童の対応もあり、タイムリーな健康相談を行うことは難しい。また、カウンセラーも重要な役割を担っているが、月に数回の関わりが限度となる。また、児童生徒一人一人の心と体の健康課題について一番理解しているのが養護教諭であると考えられる。したがって、養護教諭には、適切な健康相談（リフレーミングの活用等）を通して、特別な支援を必要とする児童生徒の自己肯定感を高めながら、教室での生活が円滑に進められるよう導いていく力、専門性が求められる。

健康診断とその活用

各健康診断の実施において、発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒への配慮は欠かせない。たとえば、健康診断中に他の児童の前で診断ができないような姿を見せることは、特別な支援を必要とする児童生徒の自尊感情を大きく傷つけることにもなりかねない。障がいによっては、視力検査や聴力検査等

が苦手であったりする。場合によっては、担任や保護者と事前に相談し、単独で検診を受けさせることも考える。

養護教諭は、健康診断の結果をもとに家庭と連携することが多い。特別な支援を必要とする児童生徒の場合、健康診断の結果を直接保護者に伝えることで、連携の機会をつくることができる。実際に保護者と会って、子育てに関わる不安や悩み、困り事等の話を共感的に聞くことができれば、それが新たな信頼関係を築くきっかけに成り得ると考える。

学校環境衛生

発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒の中には、音に敏感な子が多い。学校環境衛生に関しては、常に様々な児童生徒が存在することを意識しながら環境整備をする必要がある。具体的には、弱視の児童生徒への場の配慮や音が苦手な子の耳栓活用の配慮等、アレルギー対応も含めて、環境衛生も個に応じた対応が必要となる。

学校保健に関する各種計画及び組織活動の企画、運営

特別支援教育は学校だけで行われるものではない。学校保健委員会等を活用して、校内だけではなく学校医を含めた地域や関係諸機関との連携を深めて行くことが重要である。学校保健委員会で「特別支援教育」をテーマにすることは、難しい状況も考えられるが、チャレンジする価値はあると考える。

伝染病の予防

発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒は、基本的な生活習慣が身に付いていない場合が多い。そのため、伝染病などに罹患しやすくなることが考えられる。手洗いやうがいなどで、特別な支援を必要とする児童生徒に寄り添った個別指導を考え、継続的に実施していく必要がある。

保健室経営

私は、従前から学校経営の中で一番重要なのは保健室経営だと考えている。なぜならば、保健室が機能していれば、児童生徒が学校生活を円滑に進めることができるからである。また、保健室は、発達障害が疑われる特別な支援を必要とする児童生徒のみならず、友達関係や様々な悩みを抱える子、学習に不応を起している子などにとって、かけがえのない居場所であるからである。

現在、健康課題が多様化するなか、保健室が機能していなければ、どれだけの児童生徒が不応を起し、不登校になっているだろうか。保健室経営の重要性を再認識する必要がある。

養護教諭の存在

養護教諭の存在は、悩みや困難を抱える児童生徒にとって大きな希望である。「保健室は心のベースキャンプ」と語っていた養護教諭がいた。保健室で心を癒し、元気を取り戻し、また教室へ戻る、目標に向かって再挑戦するということがあろう。

児童生徒にとって、いつまでも「希望の養護教諭」であり続けていただきたい。